

地域医療構想における病床機能の転換の動向について

1 地域医療構想における必要病床数について

地域医療構想では、医療法等の関係法令に基づいて推計した、各地域に将来(2025年)必要な病床数を参考に、地域の医療関係者は、「協議の場(地域医療構想調整会議)」を通じて、自主的な取組により、病床機能の分化と連携を進めていくこととされている。

本県においては、全国と同様に急性期病床が過剰であり、回復期病床が不足すると見込まれており、各圏域に設置された地域医療構想調整会議の協議を踏まえ、各医療機関において病床機能の転換に向けた取組が行われているところ。

■ 病床機能の区分一覧

区分	機能
高度急性期	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能(救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット等の急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟)
急性期	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの(前号に該当するものを除く。)
回復期	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に提供するもの。
慢性期	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者等を入院させる機能。

2 県全体の病床数の動向 (R1.7.1 現在)

地域医療構想にて推計した、本県の2025年(R7)における必要病床数は10,676床であり、地域医療構想策定年度(H27)時点と比較して、934床の削減(R1病床機能報告)が図られている。

また、地域において不足が見込まれる回復期病床については、急性期病床からの転換等により、689床増加している。

○ 県全体での機能別病床数の推移(許可病床数ベース)

	H26(※)	H27	H28	H29	H30	R1	2025年(R7) 必要病床数
高度急性期	2,083	1,413	1,431	1,428	1,390	1,314	1,030
急性期	6,388	7,002	6,729	6,609	6,080	5,915	3,333
回復期	1,547	1,707	1,964	2,023	2,244	2,396	3,696
慢性期	3,555	3,439	3,251	3,225	3,108	3,061	2,617
休棟等	286	725	776	758	821	666	
合計	13,859	14,286	14,151	14,043	13,643	13,352	10,676

※H26は、一部集計不能等の医療機関があったこと、また地域医療構想を踏まえた調査となっていないため、H27以降の数値と差異が生じているもの。